○農林水産省告示第千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　保安林の所在場所　北海道足寄郡足寄町上利別三二六の一、三二八

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字香深村字モトチ二五一地先・一〇八一の一地先・一〇八六地先・一五四の二・八〇八の二・厚岸郡浜中町榊町一一二地先（以上四筆地先二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町上字日向山一五四七の三三、一五四七の四九、一五四七の五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市武並町藤字神田一三〇八の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町塩田字北谷口八七三の五から八七三の九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北谷口八七三の五・八七三の六・八七三の九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町横山字三谷一二七から一三〇まで、一三二から一三四まで、一四四の一から一四四の三まで、一四四の一四、一四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三谷一三〇・一三二・一四四の一・一四四の一四・一四五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県新城市作手守義字寄田二・三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、字儀光向一四、一四の一、一五、字上小夫田三六、三七、字三田武郎二五（次の図に示す部分に限る。）、一二、一三、二八の二、字徳後二の九（次の図に示す部分に限る。）、二の八、二の一五、二の一六、四七、五〇の五、五〇の一一、作手岩波字浅間山四の二六、四の二八、四の七七、字ヨコゾウレ一の三、一の八八、作手高里字後坂一六、二五、作手田原字朴橋二八の一、作手田代字神田三九の七、三九の八、作手高松字弓木沢三二の一から三二の三まで、三二の九、三三、字作造二四の四（次の図に示す部分に限る。）、字井戸入一八の一、字大羅畑九の一、字坂下三七の一、作手杉平字千ノ沢一五、字勢野四の一、七の一、八の一、一〇の一、一一の一、八〇の一、作手鴨ケ谷字タキハタ四八、四九、六〇、六一、作手白鳥字中ノ沢一七の六（次の図に示す部分に限る。）、一七の一、一七の三、一七の一四、字曲リ六、字トイチガ入五の三（次の図に示す部分に限る。）、字兎沢一七の六（次の図に示す部分に限る。）、九の一、九の五、字満燈山二、二の一、三の一、五、六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）